

【国保ヘルスアップ事業および国保保健指導事業に関するQ&A】

※保険者等からの問い合わせ内容により随時、更新。

更新日：平成29年4月24日

Q	項番	事業	種別	質問	回答
0	1	全体	備品	参加者に対する物品の配布に要する経費のうち、対象外となるものは何か。	被保険者に配布し教室等が終了した後も被保険者が使い続ける万歩計等の物品に関しては受益者負担が望ましいことから、対象外とする。
0	2	全体	検査費用	検査費用の助成対象・対象外についての考え方について知りたい。	健康診査にかかる経費については、以下の場合を除いて対象外 ・早期介入保健指導事業の保健指導を行うために必要となる健康診査については、40歳未満の国保被保険者に限り、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」(平成25年3月29日厚生労働省令第44号 第1条第1項第1号から第9号)に規定された、特定健診の検査項目の範囲内で助成する。 ・なお、上記の対象者のうち医師の判断により受診しなければいけない詳細な健診の項目(「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」第1条第10項の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準(平成25年3月29日厚生労働省告示第89号)に)に規定された、貧血検査・心電図検査・眼底検査を実施した場合には、助成の対象となる。 ・保健指導の中間評価において、効果測定を目的として実施された検査費用は1回に限り助成対象。ただし、年度内に比較できる同一の検査値があること。
0	3	全体	検査費用	早期介入保健指導で行う健診の費用について、30歳以下(20代)でも助成対象になるか。	早期介入保健指導の対象者を選定するための健診であり、実際に保健指導を実施するのであれば、30歳以下でも助成対象となる。どの年代にターゲットを絞って保健指導を行うか、保険者としてよく検討すること。
0	4	全体	検査費用	頸部エコー、OGTTの経費は助成対象となるか。	これらは、特定健診等一次健診の結果、何らかのリスクがある疑いのある者に対する二次健診的要素が強いため、スクリーニングとしての健診項目としてして経費を計上することは認められない。
0	5	全体	検査費用	検査項目として、以下の①②は助成対象となるか。 ①簡易な血糖検査(HbA1c)を実施するための試薬代 ②75g糖負荷検査。保健指導の対象者に対し、血糖とインスリンの関係を検査値で示すことにより、自分の健康状態をより正確に自覚し、生活習慣改善につなげるという目的。	検査費については、原則助成対象とは認めていないが、保健事業の中間評価を行ううえでは1回に限り認める。ただし、項目については、当該年度内に指導前の基礎データが存在することが条件となる。
0	6	全体	申請様式	様式3の「市町村の概況」について、国保被保険者数等は、いつ時点の人数を記載するのか。	前年度の平均国保被保険者数等を記載すること。 (例：平成29年度申請の際は、平成28年度の平均国保被保険者数等)
0	7	全体	申請様式	様式3～5について、積算した助成対象経費を数値のみの入力で良いか。 H26年度までは積算内訳を記載していたが、昨年同様積算内訳は不要ということで良いか。	ご考察のとおり。 ただし、助成対象経費は、助成通知の12の(5)留意事項に記載のとおり、関係法令及び助成通知の9を踏まえ、その必要性や費用対効果の説明が出来る経費を適切に策定すること。 都道府県において積算内訳を審査いただき、内容審査では、場合により国から積算内訳の照会を行うことがあるので留意されたい。
0	8	全体	申請様式	様式5の提出はどのような場合に作成するのか。	様式5は、備品を購入する場合及び、費用按分が必要な場合も作成すること。
0	9	全体	申請様式	様式2-1及び2-2の「対象経費の支出予定額(A)」欄は、どのような数値が記載されるのか。	様式2-1及び2-2の「対象経費の支出予定額(A)」欄は、様式4の(A)欄の額を記入すること。また、様式5の経費がある場合、様式4の内数として様式5の経費を含めること。 様式4に、備品購入費の5割助成の額及び国保按分された国保負担分の額を含めること。
0	10	全体	申請様式	後発医薬品の差額通知を送付する事業を実施する場合、これに係る経費は、助成対象になるのか。	通知送付のみの事業では対象にならないと考えている。ただし、後発医薬品の使用促進に関する啓発等のために保健指導を行う場合、これらについては、助成対象になると考えている。
0	11	全体	申請様式	様式3の「事業の概況」の計画内、【対象者】は、国保被保険者以外も含めた人数で良いか。 また、この人数が様式1及び2の実施人数と一致することによって良いか。	様式3計画内の【対象者】数は、実施事業における国保被保険者数を記載すること。 なお、様式1及び2の実施人数も同様で、国保被保険者数を記載願います。
0	12	全体	申請様式	様式4において、申請事業が、 (1)「国保被保険者のみを対象とする保健事業」の場合は、「当該事業に要する費用の計画額」と「合計(国保対象事業経費)」の金額は等しくなり、 (2)「国保被保険者以外の者を含めて実施する保健事業」である場合は、「当該事業に要する費用の計画額」に、算出式の計算をした額が「合計(国保対象事業経費)」に入るという認識で良いか。	様式4について、 「国保被保険者のみを対象とする事業」の場合、 『●事業全体経費(計画額)』欄の額の再掲として、『●対象経費の支出予定額』欄を記載。 また、「国保被保険者以外の者を含めて実施する事業」の場合、 『●事業全体経費(計画額)』欄は全体経費を記載し、助成通知9(2)による費用按分を行った費用(様式5に記載)により『●対象経費の支出予定額』欄を記載する。
0	13	全体	申請様式	申請様式に積算内訳は不要とのことだが、 ① 例年、申請書とともに提出していた、積算の根拠資料(見積書など)は、申請の際には提出は必要となるのか。 根拠書類なしで申請様式に額だけを記載して提出しても、申請は受理されるのか。 ② 積算根拠となる資料を添付する場合は、その資料がどの事業のどの経費の金額にあたるのか、資料等を作成して明らかにする必要があるのか。	①助成通知の提出書類一覧の申請様式が整っていれば、申請を受付することとなります。なお、書類審査の場合により、積算根拠資料の提出を求める場合があります。 (対象経費の積算根拠資料は、申請保険者及び各都道府県担当で保管いただき、場合により申請書に添付いただいても結構です) ②対象経費については、助成通知の12の(5)留意事項に記載のとおり、関係法令及び助成通知の9を踏まえ、適切に策定されていれば、特段、必要としていません。 (対象経費として計上する費用は、各保険者において必要性・費用対効果などを説明出来るよう整理されていること。)

Q	項番	事業	種別	質問	回答
0	14	全体	申請様式	助成通知6の(6)⑨「業務の一部を委託する場合は、委託内容・委託金額がわかるもの(契約書の写し、仕様書等)を添付すること。」とあるが、申請時点で添付が必要か。 申請時に具体的な契約内容等が未確定の場合、仕様書(案)でも良いか。	ご考察のとおり。 業務の一部を委託する場合、当初申請においても委託内容がわかる資料(未確定であれば、見積書、仕様書(案)等でも可)の添付が必要。
0	15 改 変	全体	申請様式	様式1-1について、一つの保険者が複数の事業を実施する場合、(小区分)に並べて入力するものと思われるが、その際の「実施人数」、「事業名」、「事業開始年度」の記載はどのようにすればよいか。また、一つの保険者が六つ以上の事業を実施する場合、六つ目以降は省略してよいか。	様式1-1の事業名欄は、事業区分一覧の代表する小区分により記載すること。 (複数の小区分がある場合は、『〇〇(代表小区分名)ほか』として記載すること。) また、事業区分等欄にある実施人数は、複数の実施事業(小区分)の合算とし、事業開始年度は国への申請開始年度を記載すること。 なお、六つ以上の事業実施による小区分欄は、列の挿入により対応すること。
0	16	全体	経費	業者が開発したデータ分析システムのソフト購入費、また業者への委託料についても補助の対象となるのか。 保険者が国保連合会に分析委託した経費についても含まれるか。	情報システム開発・改修に係る経費は対象外経費である。(助成通知9(1)⑦) 但し、備品としてのソフト購入費は対象経費。補助対象経費である備品として申請可能かどうか、保険者において整理、判断し申請すること。 また、保健事業の一部を委託する経費は助成対象となるが、契約書の写し、仕様書等の添付により委託内容が明確であること、また、対象経費として計上する費用は、必要性・費用対効果などを説明出来るよう整理されていること。 なお、国保ヘルスアップ事業における国保連合会へのデータ分析委託経費は、対象経費となる。 ※保険者の国保連合会への委託経費は、当該国保連合会が国へ助成申請する連合会補助金においては対象外の経費となる。
0	17	全体	経費	事業の実施形態について、全部外部委託、一部外部委託のどちらでも助成対象となるか。	保険者が必要な保健事業に関して計画を立てた上で、その保健事業の実施に関して一部の業務を委託するという考えなので、全部を委託するという考え方はない。 助成通知の留意事項においても「業務の一部を委託する場合…」としている。
0	18	全体	経費	当市町村では保健事業主管課である健康増進担当課が予算を計上及び執行するため、保健事業実施後に、国保特別会計からの繰り出しを考えているが、この運用方法で調整交付金(保健事業)の対象となるか。 もし、上記の方法が対象外であれば、例えば、健康増進課への繰り出し科目を国保特別会計の(款)保健事業に作り、補正予算計上する方法であれば補助対象となるか。 (国保特会(款)保健事業から直接の支出が必須なのか。)	本年度の助成通知により申請する場合の助成対象経費は、 <u>本年度中に当該事業を実施するために要した経費であり、国保被保険者を対象とし、国民健康保険特別会計事業勘定(款)保健事業費から当該事業を実施するために要した経費である。</u> なお、 <u>他会計を補填するための支出経費は、対象外である。</u> 支出について、国保特別会計(款)保健事業費の(項)、(目)までは指定しているものではないが、助成通知に記載のとおり、「 <u>当該事業を実施するために要した経費</u> 」として説明が出来るよう整理が必要となる。
0	19	全体	経費	県でのKDBシステムの契約料についても助成の対象となる。	対象外。 本助成通知の対象となる国保保健事業の実施主体は市町村保険者である。
0	20	全体	申請様式	様式3の計画にある【事業該当者】と【事業対象者】は、何が異なるのか。	【事業該当者】は、事業実施にあたって本来対象となりうる総人数を記載すること。 【事業対象者】は、今回の事業実施にあたって対象とする人数を記載すること。
0	21	全体	申請様式	様式3の計画にある【評価指標】の目標値を設定したが、達成できなかった場合は助成されないのか。	【評価項目】の目標値の達成の程度は、助成に影響しない。
0	22 新 規	全体	申請様式	様式3の計画にある【評価指標】の目標値を設定しない場合は助成されないのか。	国保ヘルスアップ事業は、評価指標の設定が助成要件となっている。 国保保健指導事業は、評価指標の設定の有無に応じて、助成限度額が変わる。
0	23 新 規	全体	検査費用	「特定健診未受診者対策」、「早期介入保健指導事業」、「糖尿病性腎症重症化予防事業」等において、対象者が血液検査キットを用いて採血し、その検体を郵送することで、検査結果に応じて保健指導等を行う場合、その検査に係る費用は助成対象となるか。	対象者が血液検査キットを用いて採血し、検体を郵送して実施する血液検査は、特定健診・保健指導において適応されていないことから、助成対象外となる。
1	1	ヘルスアップ	支援・評価委員会	第三者の支援・評価を受ける目的は何か。	「国保等ヘルスサポート事業」は、レセプト・健診情報等を活用した保健事業計画を策定する際に、企画・立案段階からの助言及び課題の分析や評価を行うことにより、保険者等が実施する保健事業がPDCAサイクルに沿って効率的・効果的に展開できることを目的としている。 保険者はこの第三者の支援・評価によるサポートを受けることにより、より効率的・効果的な保健事業の展開が可能となる。
1	2	ヘルスアップ	支援・評価委員会	保険者が位置する県とは別の県の国保連合会の支援・評価委員会を活用することは可能か。	国保ヘルスアップ事業としては、保険者が位置する県の連合会の支援を受けること。

Q	項番	事業	種別	質問	回答
1	3	ヘルスアップ	支援・評価委員会	これまで、保健事業の実施にあたり、アドバイスをもらっている先生方がいる。 連合会ではなくその先生方を支援・評価委員会とみなし意見をもらう場合、国保ヘルスアップ事業は実施できないのか。	国保ヘルスアップ事業として実施する場合には、連合会に設置された支援・評価委員会の評価を受けることが助成の要件であるので、委員会の評価は必ずうけることになる。これまで協力を頂いている方に、助言を求めることは特段妨げない。
1	4	ヘルスアップ	支援・評価委員会	第三者の支援・評価は、毎年度受ける必要があるか。	毎年度実施すること。 毎年度の評価に基づき、次年度の計画を適宜修正をすることになる。 最終年度に最終的な評価をする。 なお、国保連合会は、「国保等ヘルスサポート事業の実施に関するガイドライン」に基づき保険者への支援を実施する予定であり、これを受ける必要がある。
1	5	ヘルスアップ	モデル地域	モデル地域を設定し一部地域で事業を実施する場合でも、国保全体の保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定するのか。	お見込みのとおり、保健事業の実施計画（データヘルス計画）は保険者としての計画を策定する。 計画に基づく保健事業を一部の地域（モデル地域）において実施することも可能としている。
1	6	ヘルスアップ	共同実施	共同事業を実施する場合、何を共同で行うことができるのか。	保健事業の実施計画（データヘルス計画）に基づく事業を実施する際、近隣と共同で行えるものがあれば、事業の実施を共同で行うことを可能とする。 ただし、実施計画の策定や評価は保険者ごとに行うこと。
1	7	ヘルスアップ	国保データベースシステム（KDB）等のシステム	データ分析については、KDBの使用以外は認められないのか。	KDB以外であっても、すでに既存のデータベースシステムなどがある場合には活用することは可能。また厚生労働省や総務省がまとめる各種データ（人口統計・死亡統計・疾病統計など）も併せて活用することで、より幅広いデータを用いた分析につないでいただきたい。
1	8	ヘルスアップ	データヘルス計画	国保ヘルスアップ事業について、データヘルス計画の策定経費（例：データ分析の外部委託）が発生する場合は、事業実施に必要な助成対象経費とみなして良いか。	国保ヘルスアップ事業の助成について、データヘルス計画の策定に要した経費は、当該データヘルス計画に基づき実施した個別保健事業の対象経費となる。
1	9	ヘルスアップ	データヘルス計画	データヘルス計画は、全市町村保険者が策定し、公表することが必須か。 （データヘルス計画は、国保ヘルスアップ事業を申請しない保険者も策定しなければならないのか。）	データヘルス計画の策定は保険者が実施する保健事業と同様、保険者の努力義務となっている。 「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）」
1	10	ヘルスアップ	データヘルス計画	データヘルス計画の標準的な作成例は示されるのか。 また、当該計画策定の際には活用するデータの種類の数等の条件があるか。	データヘルス計画の策定においては、計画に記載する項目等を示した「データヘルス計画の手引き」を参考に各保険者が任意の様式に作成いただきたい。
1	11	ヘルスアップ	データヘルス計画	平成26年6月12日付け事務連絡で示されたデータヘルス計画作成の手引き以外にも、参考となるようなひな型が提示される予定はあるか。	データヘルス計画の策定については、各保険者の事情に鑑みて、既存の計画なども活用しながら策定を進めていただきたい。 （H26年4月から適用されている指針に示されていることが、少なくとも計画上に網羅すべき事項であるが、既存の計画を活用していただくことは差し支えない。）
1	12	ヘルスアップ	データヘルス計画	各保険者において策定するデータヘルス計画は、既存の保健事業実施計画を活かして策定するものなのか（バージョンアップさせるものなのか）。 それとも、保健事業実施計画とは別に、新たにデータヘルス計画として策定する必要があるのか。	データヘルス計画は、既存の保健事業実施計画を活用して策定して構わない。 また、既にデータ分析をもとにした保健事業の実施計画の策定がされている場合、データヘルス計画と呼べるものと思慮する。 なお、データヘルス計画策定にあたっては、計画に記載する項目等を示した平成26年6月12日付け事務連絡「保健事業の実施計画（データヘルス計画）作成の手引きについて」も参考にいただきたい。
1	13	ヘルスアップ	データヘルス計画	データヘルス計画は必ず本年度中に策定するものか。 （来年度の策定はダメなのか）	本年度の助成申請する場合は、助成通知4(2)の要件のとおり、本年度中のデータヘルス計画策定が必須となる。
1	14	ヘルスアップ	データヘルス計画	複数年のデータヘルス計画は3年間に限定しているのか。	保険者が抱える健康課題をデータ分析して策定するデータヘルス計画は、複数年で目標設定されるもの。 計画期間は、関係する計画との整合性を図るため複数年としているものであり、保険者は関連するそれぞれの計画との期間を勘案しつつ、保健事業の実施計画（データヘルス計画）の期間を定めること。
1	15	ヘルスアップ	データヘルス計画	データヘルス計画を国保連合会の支援・評価委員会に作成してもらうことは可能か。	データヘルス計画は、あくまでも保険者が作成するものである。 国保連合会の支援・評価委員会は、データヘルス計画策定にあたり必要な事項に関する支援等を行うものと考えている。
1	16	ヘルスアップ	データヘルス計画	国保ヘルスアップ事業を申請しない場合、データヘルス計画策定にあたって、国保連合会の支援・評価委員会の支援・関わりは必須か。	データヘルス計画の策定にあたって、国保連合会に設置の支援・評価委員会の活用は義務ではない。 国保連合会の支援・評価委員会の活用は、国保ヘルスアップ事業として助成申請する場合の要件の1つとされているもの。
1	17	ヘルスアップ	データヘルス計画	国保ヘルスアップ事業の申請をしていない保険者と国保連合会に設置される支援・評価委員会との関係はどのようなになっているのか。	データヘルス計画を策定していない保険者であっても、従来からの保健事業を展開するにあたり、国保連合会の支援・評価委員会を活用（保健事業に対する助言等を受ける）することも可能である。
1	18	ヘルスアップ	支援・評価委員会	保険者で以前から協力していただいている国保連の支援・評価委員会とは別の人物に助言を求めることは妨げないとするが、予算計上することも可能か。	保険者において、国保連支援の活用可否や、支援・評価委員会とは別の人物を予算計上する必要性などの整理をしたうえで、他事業と重複しないことが明確であれば予算計上することも可能である。

Q	項番	事業	種別	質問	回答
1	19 改 変	ヘルスアップ	支援・評価 委員会	支援・評価委員会に「支援」又は「評価」を受けた場合、実績報告等で「支援」又は「評価」を受けた証拠書類を提出する必要があるか。(特に提出資料は示されていない。)	当初申請もしくは実績報告時には、どのような支援や評価を受けたのか、事実関係が分かる書類は提出していただく必要がある。
1	20	ヘルスアップ	支援・評価 委員会	助成通知6の(6)について、「保健事業の手順に沿った評価基準」の評価項目Ⅰ～Ⅻに記載の「事業運営委員会」は設置自体が必須ではないとのことだが、評価基準との整合性はどうなるのか。 また、設置する場合の構成に具体的な条件があるか。	評価基準と全ての項目において合致させることを必須とはしておらず、事業運営委員会を設置しない場合は、評価基準の該当箇所は評価しなくても構わない。 また、助成の有無とは別に設置する場合の条件は特に設けていないが、事業の関係者が含まれることが望ましい。
1	21	ヘルスアップ	支援・評価 委員会	国保ヘルスアップ事業に係る助成について、支援の部分を国保連の支援・評価委員会以外の機関に委託した場合、その委託料は助成の対象となるか。	第三者機関として国保連協会以外の評価を受けることも可だが、国保連協会の支援・評価委員会を活用することは国保ヘルスアップ事業の助成申請の要件として必須であるため、評価についても支援・評価委員会を活用することが望ましい。
1	22	ヘルスアップ	事業運営委 員会	国保ヘルスアップ事業と国保保健指導事業の助成申請の様式が同じなので、国保保健指導事業の項目を総合的に計画的に実施するのが国保ヘルスアップ事業と解釈して良いか。	ご考察のとおり。 助成通知の4(1)と(2)の関係は、 (1)⇒従来より行っている保健事業 (2)⇒保険者がデータ分析に基づく複数年のデータヘルス計画を策定(PDCAサイクル)し、策定されたデータヘルス計画に基づき実施(PDCAサイクル)される(1)の個別の保健事業となっている。
1	23	ヘルスアップ	申請様式	国保ヘルスアップ事業と国保保健指導事業は同時に助成申請できないこと、とあるが、国保ヘルスアップ事業で助成申請する事業が国保保健指導事業の内容と異なる場合は、助成申請が可能か。	事業の内容が異なる場合であっても、国保ヘルスアップ事業と国保保健指導事業は同時に助成申請はできない。
1	24	ヘルスアップ	申請様式	国保ヘルスアップ事業の中でデータヘルス計画を策定(データ分析の外部委託)して個別保健事業を実施した場合、個別保健指導事業の申請でもデータ分析の費用は対象経費としてよいか。	データヘルス計画の策定に要した経費は、国保ヘルスアップ事業とした助成申請の対象経費として認められる。 ただし、国保保健指導事業の助成申請では、データヘルス計画の策定が要件とされていないため、対象経費ではない。 なお、国保ヘルスアップ事業としての助成申請において、データヘルス計画の策定経費を含めず、実施した個別保健事業の経費のみを対象経費として申請することも可能である。
1	25	ヘルスアップ	申請様式	「助成対象外となる経費」において、情報システム開発・改修に係る経費とあるが、国保ヘルスアップ事業でデータ分析を行うにあたり、市町村独自のシステムを利用する場合、その利用料や保守費用については対象となるか。	対象外経費である。 独自システムの利用、保守経費は、通常の(事業を行わなかった場合でも必要な)運用経費に当たると思慮される。
1	26	ヘルスアップ	申請様式	国保ヘルスアップ事業の対象経費について、データ分析に使用するソフトを購入予定だが、ソフトの対応パソコンOSがWindows7となっている。 パソコンの購入自体は対象外と思われるが、3年のリースにした場合は、賃借料にあたるのか。	助成通知のとおり、備品購入費は「必要性や効果・国保専有性が見込まれる場合」に限り、5割が対象経費となる。 また、システムをリース契約により使用している場合、リース契約料は対象経費となる。 なお、保健事業の一部を委託する経費は助成対象となるが、契約書等の添付により委託内容が明確であること、また、 <u>対象経費として計上する費用は、費用対効果などを説明出来るよう整理されていること。(システムのリース契約も同様。)</u>
1	27 改 変	ヘルスアップ	申請様式	データヘルス計画の策定を外部委託に行った場合、交付申請前に契約を締結しなければならないか。	助成申請では「提出書類一覧」のとおり、事業委託契約書の写し(契約前の場合は、委託する業務内容についてわかるもの)の添付が必須である。
1	28	ヘルスアップ	申請様式	データヘルス計画の策定前に実施済となっている個別保健事業に要した経費は、助成対象経費として認められるか。 (支援・評価委員会の活用が国への申請期日以降になる場合、事業の実施とデータヘルス計画策定に係る支援・評価委員会の活用を並行して行うことは認められるのか。)	国保ヘルスアップ事業として助成申請出来る事業は、課長通知の別添4の(2)の要件①～④を全て満たす事業になります。 策定中の複数年のデータヘルス計画(PDCA)の策定に並行して、本年度中に行われる保健指導等の事業が、 <u>当該データヘルス計画に基づく事業と位置づけられる事業であれば</u> 、ヘルスアップ事業として申請可としているもの。 また、本年度の国保ヘルスアップ事業では、少なくともデータヘルス計画の策定が年度内に完了すれば、申請を認めるもの。 なお、データヘルス計画策定にかかる経費は、本年度中に策定される複数年のデータヘルス計画(PDCA)に位置づけられた助成対象の保健事業が該当する事業区分(小区分)により申請可とするもの。(データヘルス計画の策定に並行して、本年度中に計画に位置づけられる保健事業の実施があれば、その事業区分により申請。)
1	29	ヘルスアップ	申請様式	追加で国保ヘルスアップ事業の助成申請を希望している市町村がある。 市町村の議会に必要な予算措置を行う必要があるため、追加申請は確実に受付してもらえるのか。	助成通知による国保ヘルスアップ事業としての要件を満たしている場合、申請は受け付ける。 申請手続きは助成通知12のとおりだが、保険者の個別事情がある場合には、随時ご相談いただきたい。
1	30 新 規	ヘルスアップ	申請様式	過去に国保ヘルスアップ事業の助成を受けており、助成期間を終了していても新たに申請できるのか。	申請できる。
2	1	国保保健指導事業	特定健診未 受診者対策 特定健診受 診者への フォローアッ プ	特定健診未受診者・特定保健指導未利用者に対する取組については、効果的な取組として、被保険者の状況に応じた受診・利用勧奨を行った場合、個人への受診・利用勧奨通知は助成の対象となるか。	通知による受診勧奨を行うものは対象となる。 ただし、過去の健診受診状況や健診結果、医療費の分析等、被保険者毎の特性に応じた受診・利用勧奨通知を作成する等の工夫を行うこと。 (例)性別、年齢、過去の健診結果等によりパターン化したものや内容が一律であっても対象者を一定基準で抽出した上で通知するものは対象。

Q	項番	事業	種別	質問	回答
2	2	国保保健指導事業	特定健診未受診者対策 特定健診受診者へのフォローアップ	電話勧奨を実施する場合、事前に訪問を予告するための通知を送付することは助成の対象となるか。	対象となる。 ただし、事前に通知する内容はQ2-1のような工夫を行うこと。
2	3	国保保健指導事業	特定健診未受診者対策 特定健診受診者へのフォローアップ	当該年度の特定健診の受診、あるいは、特定保健指導の利用の意向を被保険者毎に確認するための往復ハガキ(通知)を送付することは助成の対象となるか。	対象となる。 ただし、往復ハガキ(通知)の記載内容は、Q2-1のような工夫を行うこと。
2	4	国保保健指導事業	特定健診未受診者対策	未受診理由の調査は助成の対象外としているが、往復ハガキ(通知)により、当該年度の特定健診受診の意向を確認するような取組は助成の対象となるか。	対象となる。 ただし、往復ハガキ(通知)の記載内容は、Q2-1のような工夫を行うこと。 ※未受診理由の調査とは、広く被保険者に対し、特定健診等に関するアンケート調査を行うことを想定している。
2	5	国保保健指導事業	特定健診受診者へのフォローアップ	医療機関への受診を促すための取組及び保健指導を実施する場合、「(c) 特定健診受診者のフォローアップ(受診勧奨判定値を超えている者への対策)」として申請するのか。	「(c) 特定健診受診者のフォローアップ(受診勧奨判定値を超えている者への対策)」では、医療機関へつなぐまでの取組の申請をすること。保健指導を含めて実施する取組については、(h) 保健指導で申請すること。
2	6	国保保健指導事業	早期介入保健指導事業	早期介入保健指導事業の対象者はどのようなものか。	40歳以上の特定保健指導の非該当者のうち、腹囲基準を上回るものの発症予防を行う取組。 40歳未満の者に対する健診及び保健指導を実施する取組。
2	7	国保保健指導事業	早期介入保健指導事業	特定健診等の結果から対象者を抽出し、重症化予防のための保健指導を実施する場合、早期介入保健指導事業で申請するのか。	生活習慣病の重症化予防は、(h) 保健指導で申請すること。
2	8 改 変	国保保健指導事業	経費	必須事業1事業のみ実施で申請して良いのか、それとも、必須事業を1事業実施した上で一般事業も実施した場合に申請して良いのか。	助成申請する場合、必須事業を1つ以上実施していれば申請可。 その場合、必須事業に要した経費に加え、一般事業の実施に要した経費も助成対象経費として申請を認めているもの。 ※必須事業に加え、一般事業1つ以上の実施が必須ではない。
2	9	国保保健指導事業	糖尿病性腎症重症化予防	糖尿病性腎症重症化予防事業の場合、6か月の指導が終了していれば事業完了として差し支えないか。	差し支えない。
2	10	国保保健指導事業	糖尿病性腎症重症化予防	KDBシステムでは不十分なため、外部委託でレセプト分析を行う予定であるが、この分析費用を対象経費として事業計画に計上することは可能か。	使用しているKDBシステムでは不十分な場合において外部委託することは可能であるが、KDBシステムでは不十分な部分のみ助成対象となる。
2	11	国保保健指導事業	糖尿病性腎症重症化予防	糖尿病重症化予防事業で、介入のため医師の確認を取る際、「文書料」を請求される場合があるが、助成対象経費として算定することは可能か。	情報提供等を要件とする診療報酬と重複せず、明確に当該事業のみにかかる経費として切り分けることが出来れば助成対象となる。
2	12	国保保健指導事業	糖尿病性腎症重症化予防	「糖尿病性腎症重症化予防」事業の実施にあたり、対象者を抽出するためレセプト等のデータベース化・分析を行う予定であるが、これは助成の対象になるか。	対象者の抽出経費も対象となる。
2	13	国保保健指導事業	特定健診受診者へのフォローアップ	国保保健指導事業の「(c) 特定健診受診者のフォローアップ(受診勧奨判定値を超えている者への対策)」について、市町村独自で追加している検査項目の結果により勧奨する場合も該当になるか。	特定健診の結果により受診勧奨判定値以上の者を選定し、医療機関への適切な受診勧奨を行う事業なので、特定健診結果と関係のない項目は該当しない。
2	14	国保保健指導事業	特定健診未受診者対策	国保保健指導事業の「(a) 特定健診未受診者対策」について、助成通知に「特定健康診査の未受診者の理由に応じた対策を行い、」とあるが、「未受診者の理由」を把握するための未受診者への調査は必須か。 調査をせずに、未受診者の属性(性別、年齢、過去の健診受診歴など)毎に考えられる未受診理由をパターン化し、それに応じた対策を行うということでも良いか。	ご考察のとおり。 (a) 特定健診未受診者対策において、「未受診者の理由」を把握するための調査は必須ではない。 記載いただいた未受診理由によるパターン化、それに応じた取組は助成事業となる。
2	15	国保保健指導事業	経費	国保保健指導事業で事業を実施する場合、申請書の提出前に事業を開始していても申請・交付の対象となるか。	助成金は、保険者が実施した助成通知に該当する保健事業について、本年度、事業実施に要した(負担した)経費に対し助成を行う。 なお、保健事業の実施(開始)時期は、各保険者の判断により、必要な時期に実施されるものとなる。
2	16	国保保健指導事業	経費	特定健診受診者に対するフォローアップ実施にあたり、結果報告会の案内チラシを、健診会場で行うプレ保健指導時に手渡す場合、助成の対象となるか。 また、対象となる場合でも、性別、年齢、健診結果等によりパターン化したものでなければならないのか。	案内チラシを手渡す際、特定健診・特定保健指導の必要性を説明する場合に限り、助成通知の「ただし、特定健診・特定保健指導の受診・利用の必要性を説明する取組に要する場合は助成対象とする」に該当するため、対象となる。 なお、その場合に限り、パターン化は不要である。
2	17 改 変	国保保健指導事業	経費	当該年度の事業が医療費分析のみ(分析委託、結果書印刷など)で終了し、結果の活用は翌年度以降になる場合も助成対象となるのか。 また、事業は(h) 保健指導とすればよいのか。	医療費分析だけを行う場合は、国保保健指導事業には該当する事業がないため、助成の対象外とする。 なお、当該年度に医療費分析等を実施し、当該年度中に分析結果を活用した保健事業を実施した場合は助成対象である。

Q	項番	事業	種別	質問	回答
2	18	国保保健指導事業	保健指導	(h)保健指導の「③生活習慣病重症化予防」と「(i)糖尿病性腎症重症化予防」はどのような違いがあるのか。	糖尿病性腎症を除く生活習慣病の患者に対して行う保健指導は(h)保健指導の「③生活習慣病重症化予防」、糖尿病性腎症の患者に対して行う予防事業は「(i)糖尿病性腎症重症化予防」として整理されたい。
2	19 改 変	国保保健指導事業	糖尿病性腎症重症化予防	(i)糖尿病性腎症重症化予防で事業をする場合は、「「糖尿病性腎症 重症化予防プログラム」の策定について(依頼)」(平成28年4月20日付け保発0429第4号)の別紙1「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づいて実施しなければいけないのか。	糖尿病性腎症の患者であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して、保険者が医療機関等と連携して実施する予防事業であれば必ずしも当該プログラム通りに実施する必要はなく、都道府県が個別に策定したプログラム等を参考としつつ、医師会等とよく相談の上で実施されたい。
2	20	国保保健指導事業	地域包括ケアシステムを推進する取組	地域包括ケアシステムを推進する取組は、どのようなものが助成対象経費となるか。	助成対象経費は、助成通知の12の(5)留意事項に記載のとおり、関係法令及び助成通知の9を踏まえ、幅広く申請前に相談されたい。